

～データで見る新宿区国民健康保険の現状と課題～  
(平成27年度)

国民健康保険特別会計が赤字ってご存知ですか？

# 国民健康保険財政健全化に向けた基本的な方針

## 第1章 策定にあたり

### 1 背景

国民健康保険財政は、財源不足を補てんするため、毎年度区一般会計から 30 億円あまりのその他繰入金を繰入れています。

医療保険年金課ではこれまで、収納率の向上、資格・賦課の適正化、給付の適正化について積極的に取り組んでいます。

### 2 目的

平成 30 年度には、東京都が国民健康保険の財政運営の責任主体となることになりました。医療保険年金課は、平成 30 年度を視野に入れ国民健康保険財政の健全化を進め、区一般会計に依存した体質を改善する必要があります。

これまでも様々な取組みを実施してきましたが、あらためて現状をデータにより分析し、各取組みの目標値を設定し、さらなる国民健康保険財政の健全化を図るための基本的な方針を策定しました。

## 第2章 新宿区における国民健康保険の現状

### 1 国民健康保険事業概要

#### (1) 事業目的

国民健康保険の健全な運営を通して「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」こと（国民健康保険法第 1 条）です。

#### (2) 事業内容

保険料の徴収等によって財源をつくり、それを基に「被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う」こと（国民健康保険法第 2 条）です。

### 2 関連データ

#### (1) 国民健康保険料の決定過程について

##### ① 国民健康保険料の構成

国民健康保険料は、※医療分、※支援金分、※介護分（40 歳から 64 歳の介護保険第 2 号被保険者の方が対象）の 3 つに区分されます。さらに 3 つの区分それぞれに※所得割額、※均等割額があり、これらを合算すると世帯における年間保険料を算出することができます。なお、3 つの区分ごとに※賦課限度額が定められています。

過去 3 年度の保険料に係る所得割率等は表 1 のとおりです。

表1 新宿区年間保険料に係る所得割率、均等割額、賦課限度額の推移

(単位：均等割額、賦課限度額：円)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
医療分	所得割率	6.02/100	6.30/100	6.45/100
	均等割額	30,600	32,400	33,900
	賦課限度額	510,000	510,000	520,000
支援金分	所得割率	2.34/100	2.17/100	1.98/100
	均等割額	10,800	10,800	10,800
	賦課限度額	140,000	160,000	170,000
介護分	所得割率	1.64/100	1.55/100	1.40/100
	均等割額	15,000	15,300	14,700
	賦課限度額	120,000	140,000	160,000

※医療分・支援金分の所得割率、均等割額、賦課限度額及び介護分の均等割額、賦課限度額は、23区統一。網掛け部分の介護分の所得割率は、各区で異なる。

② 特別区共通基準所得割率と均等割額の算定方法

特別区は、国民健康保険料について、「特別区国民健康保険事業の調整に係る共通基準」を定め、特別区内では、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるように基準となる所得割率や均等割額等を共通基準（ただし、介護分所得割率を除く）として策定し、各区はその共通基準を踏まえて所得割率や均等割額等を条例で定め運用するいわゆる統一保険料方式を採用しています。

共通基準の所得割率や均等割額等は、特別区域内一般被保険者の※賦課総額、※賦課割合、被保険者数、※旧ただし書き所得により算定されます。賦課総額の算定方法は、国民健康保険法施行令で定められていますが、特別区では、それを基準としつつ独自の方法で算定しています。

医療分については、高額療養費等の一部を除く療養給付費（※前期高齢者交付金を控除した額）の50%と特定健診・保健指導に係る保険者負担分の合算分を賦課総額としています。

一方、国民健康保険法施行令で定められている国基準の算定方法では保険給付をするために必要な費用の額から、負担金や交付金のような収入額を控除した額を賦課総額としています。

特別区は賦課総額から高額療養費等の一部を除く等、保険料をできるだけ低く抑えるよう算定してきました。

支援金分については、後期高齢者支援金の50%、介護分については、介護納付金の50%が賦課総額に該当します。次の表2で医療分、支援金分の賦課総額の推移を確認することができます。

なお、介護分の所得割率については共通基準とされていないため、特別区における賦課総額は算出されていませんが、表3で当区の賦課総額を確認することができます。

表2 特別区共通基準 特別区全保険者医療分、支援金分賦課総額の推移 (単位：億円)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
賦課総額	医療分	1,847	1,922	1,972
	支援金分	655	644	619

※：巻末の用語集参照

表3 新宿区医療分、支援金分、介護分賦課総額の推移（特別区共通基準に基づく）（単位：千円）

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
賦課総額	医療分	7,389,578	7,921,435	8,403,846
	支援金分	2,613,341	2,654,431	2,684,222
	介護分	1,133,243	1,127,132	1,055,708

国民健康保険料は、※応能割と※応益割で構成されています。特別区の場合、応能割には所得割額が応益割には均等割額がそれぞれ当たります。したがって、特別区の賦課割合は、所得割額と均等割額の比率によって算出することができます。次の表4で特別区の賦課割合の推移について、確認することができます。

表4 特別区の賦課割合の推移（単位：％）

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
医療分	応能割（所得割額）	58	58	58
	応益割（均等割額）	42	42	42
支援金分	応能割（所得割額）	58	58	58
	応益割（均等割額）	42	42	42
介護分	応能割（所得割額）	50	50	50
	応益割（均等割額）	50	50	50

なお、国民健康保険法施行令では賦課割合について、応能割と応益割が 50：50 を標準として定めています。表4から特別区の賦課割合は、医療分と支援金分について国民健康保険法施行令で定める割合と比較して応能割（所得割額）の割合が高いことが見てとれます。

応能割（所得割額）の比率が高くなると応益割（均等割額）の比率が低くなり保険料負担が厳しい傾向にある低所得の方への負担を抑制できる一方、高所得の方の負担が高くなります。

所得割率は、賦課総額のうち、賦課割合により按分された所得割として負担していただく額を加入者全員の旧ただし書所得で割ることにより算出されます。

均等割額は、賦課総額のうち、賦課割合により按分された均等割として負担していただく額を加入者数で割ることにより算定されます。

### ③ 特別区共通基準の策定後から料率等決定までの流れ

共通基準策定後、基準保険料率を踏まえて条例案を作成し、賦課割合・料率等の規定を整備します。

区長の諮問機関である新宿区国民健康保険運営協議会に諮問し、審議の結果、諮問内容が適当であると認められた場合、「その旨」答申されます。その後、区議会に条例の改正案を提案し、議決を経て料率等が決定されます。

### ④ 都道府県広域化に向けて

平成 25 年度に特別区長会で※高額療養費等の賦課総額算入に向けたロードマップが策定されました。ロードマップの実施については、今後の医療費の伸びや都道府県広域化のスケジュールを踏まえる必要があるため、毎年度の保険料率算定時に保険料額や上昇率を勘案し、高額療養費等の算入額について確認することで柔軟に対応を行うことが確認されています。次の表5の賦課総額のうち医療分は平成26年度以降上昇していることが見てとれます。これは、ロードマップ実施に伴う高額療養費等の算入が主な理由であると考えられます。

※：巻末の用語集参照

表 5 特別区共通基準 特別区全保険者医療分の推移

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
賦課総額	医療分	1,847 億円	1,922 億円	1,972 億円
	内高額療養費算入額	—	77 億円	159 億円
	高額療養費算入割合	—	1/4	1/2

賦課総額の上昇の影響を受け保険料が上昇すると、より一層低所得の方は負担が難しくなります。そこで、低所得の方に配慮を行い、平成 25 年度から平成 27 年度の間、医療分及び支援金分の賦課割合は 58 : 42 に据え置かれています。

(2) 新宿区国民健康保険財政

① 歳入歳出の決算額

各年度の歳入と歳出を比較すると表 6 のようになります。

なお、決算上の歳入の金額を歳入 A、その他繰入金差引後の歳入の金額を歳入 B とします。

表 6 で示したように、その他繰入金を繰入れなければ、国民健康保険特別会計は成り立ちません。

表 6 新宿区国民健康保険特別会計の歳入歳出決算 (単位：円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
歳 入 A	34,977,766,374	35,856,318,454	35,710,444,143
歳 入 B	31,204,806,374	32,294,515,454	32,415,359,143
歳 出	34,597,054,737	35,366,095,061	35,174,252,246

※ 歳入 A : 決算上の歳入額 / 歳入 B : その他繰入金差引後の歳入額 【新宿区決算資料より】

② その他繰入金の推移と割合

その他繰入金の繰入額の推移と歳入に占める割合は表 7 のとおりです。

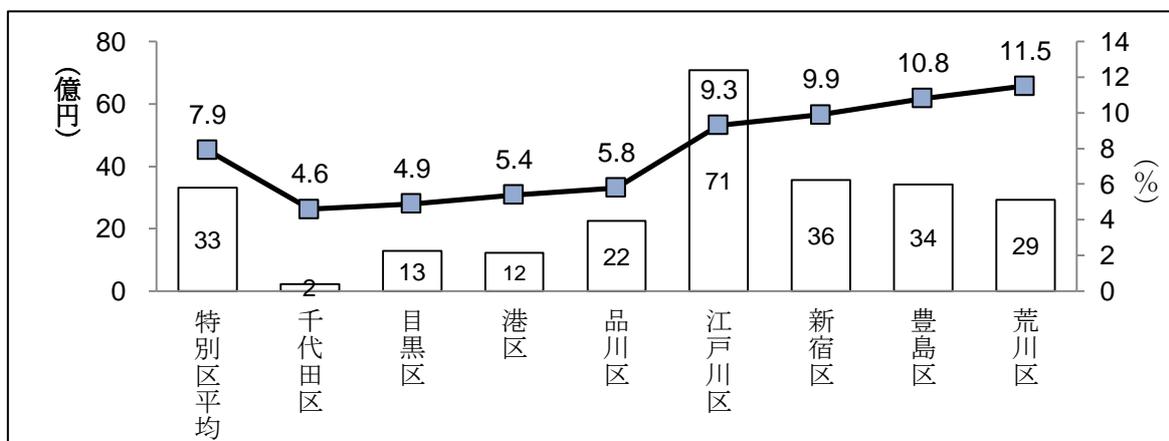
表 7 その他繰入金の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
金 額	3,772,960 千円	3,561,803 千円	3,295,085 千円
歳入決算額に占める割合	10.80%	9.93%	9.23%

【新宿区決算資料より】

平成 25 年度の 23 区のその他繰入金の歳入に占める割合の構成比が低い区と高い区それぞれ 上位 4 区を表したものが図 1 です。新宿区は 23 区中、3 番目に比率が高くなっています。

図 1 平成 25 年度その他繰入金の金額と歳入に占める割合の比較



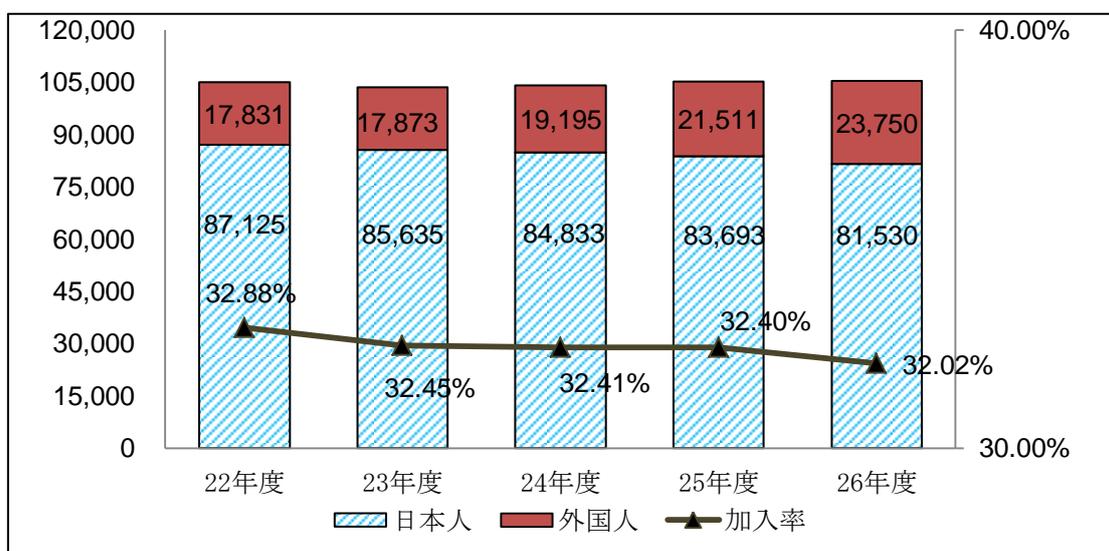
【平成 26 年度版国民健康保険事業状況分析表（東京都国民健康保険団体連合会）より作成】

### (3) 被保険者の推移

新宿区における国保被保険者の推移は、図 2 から分かるように概ね横ばいです。外国人の被保険者数は増加傾向ですが日本人の被保険者数は減少しています。これは被保険者の高齢化が進み、後期高齢者医療制度に移行しているためと考えられます。平成 26 年度末時点の被保険者数は、日本人と外国人とを併せて 105,280 人でした。平成 27 年 4 月 1 日の新宿区の人口が 328,787 人であることから、国保加入率は約 32.02%となります。

新宿区の特徴の 1 つとして、外国人の被保険者が多いことが挙げられます。外国人留学生が増えている等の理由から、外国人被保険者数は年々増加しています。平成 26 年度末時点で 23,750 人の外国人被保険者がおり、これは被保険者全体の 22.56%に当たります。

図 2 新宿区における被保険者の推移（各年度末） (単位：人)



【平成 26 年版国民健康保険事業概要（新宿区）より作成。ただし 26 年度の数値は、平成 26 年度決算資料】

(4) 国民健康保険料の収納状況

① 新宿区の国民健康保険料現年分の収納率は表 8 のとおりです。

表 8 新宿区の国民健康保険料現年分の収納率

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
現年分収納率	82.45%	82.50%	83.21%
特別区平均	83.90%	84.49%	—
新宿区の順位(23 区中)	17 位	19 位	—

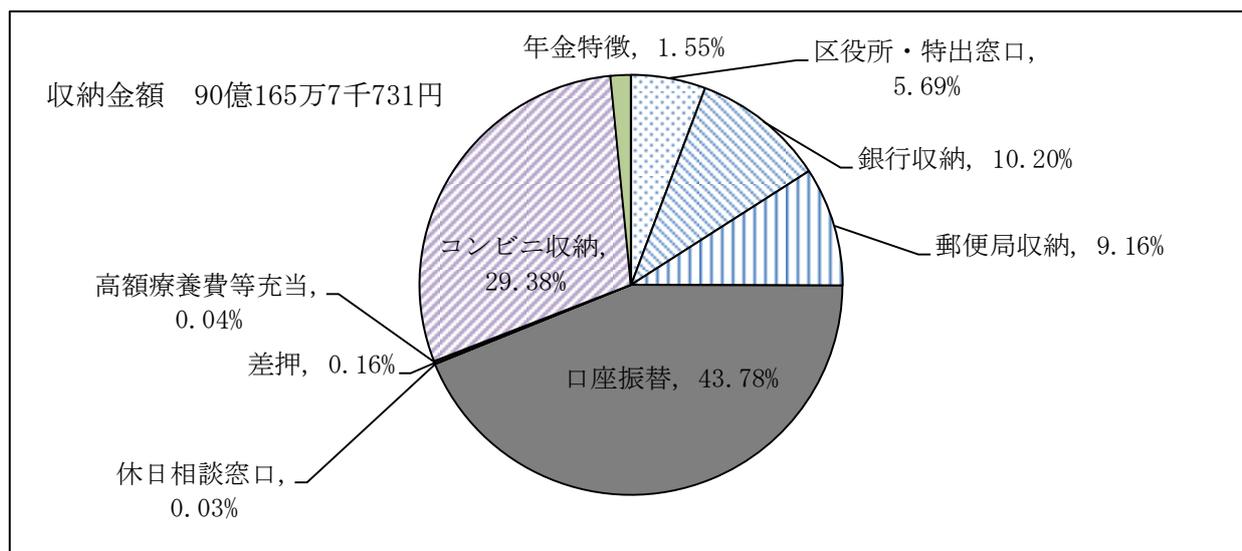
【新宿区決算資料より】

② 収納分析

図 3 は平成 26 年度現年分保険料の収納種別金額の内訳を表したものです。

この図から収納金額の多い順に、口座振替>コンビニ収納（モバイルレジを含む）>銀行収納>郵便局収納>区役所・特別出張所窓口>年金からの特別徴収>差押>高額療養費等充当>休日相談窓口ということが分かります。

図 3 平成 26 年度収納金額の種別の割合



【新宿区決算資料より】

表9 収納種別による収納件数及び収納金額（平成26年度）

収納種別	金額（円）	件数（件）	一件当たり（円）
年金特徴	139,270,118	10,696	13,021
コンビニ収納	2,637,868,727	178,528	14,776
口座振替	3,940,897,069	194,321	20,280
区役所・特出窓口	512,250,048	23,094	22,181
モバイルレジ	6,841,981	306	22,359
郵便局	824,840,895	31,880	25,873
休日相談窓口	2,815,130	84	33,513
高額療養費等充当	3,909,535	96	40,724
銀行	918,155,602	15,458	59,397
差押等	14,808,626	183	80,921
合計	9,001,657,731	454,646	19,799

【新宿区決算資料より】

表9は収納種別ごとに一件当たりの金額を表したものです。この表から自主納付で一件当たりの金額が大きいのは、銀行>休日相談窓口>郵便局>モバイルレジ>区役所・特別出張所窓口>口座振替>コンビニ収納ということが分かります。

(5) 保険給付費

新宿区における保険給付費の推移は表10のとおり年々伸び続けており、平成25年度は223億8千4百万円あまりとなっています。

また、一人当たりの保険給付費も年々伸び続けており、平成25年度は21万1,649円と、平成23年度比で約5.3%の伸び率となっています。今後も保険給付費が伸び続ければ、新宿区の国民健康保険財政を逼迫させる大きな要因となります。

表10 新宿区における保険給付費の推移 (単位：円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保険給付費	21,068,143,166	21,687,161,661	22,384,414,633
一人当たりの保険給付費 (新宿区)	201,061	207,556	211,649
一人当たりの保険給付費 (特別区平均)	227,386	233,160	238,935

【平成26年度版国民健康保険事業状況分析表（東京都国民健康保険団体連合会）より作成】

1 資格・賦課の適正化

(1) 社会保険加入者への国保資格喪失届出勧奨

社会保険に加入したにも関わらず、国民健康保険の喪失届がなされないために、社会保険と国民健康保険の二重加入の状態になっているケースがあります。医療保険年金課では、年金情報を基に、既に社会保険に加入していると思われる被保険者に対して喪失届出の勧奨通知を表 11 のとおり年 2 回（7 月、12 月）送付しました。

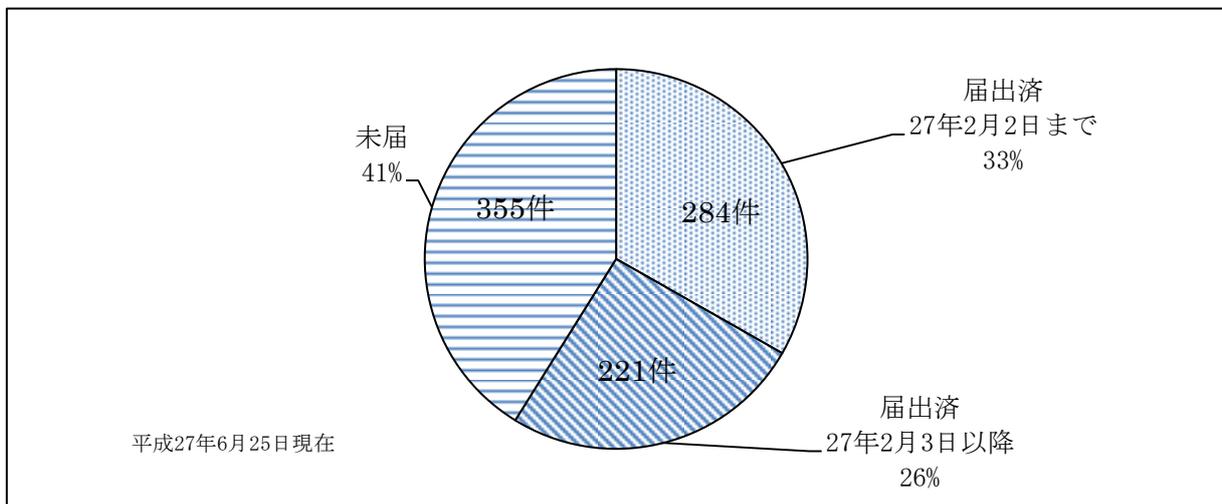
表 11 資格喪失届出の勧奨通知発送件数 (単位：件)

	平成 25 年 7 月	平成 25 年 12 月	平成 26 年 7 月	平成 26 年 12 月
勧奨通知 発送件数	667	637	567	860

平成 26 年 12 月勧奨分では、勧奨後 1 か月経過した平成 27 年 2 月 2 日の時点で 860 件中 284 件の資格喪失届出（うち転出届 8 件含む）がありました。平成 27 年 2 月 3 日以降に医療保険年金課や各特別出張所の各窓口に届け出ていただいた件数を含めると、平成 27 年 6 月 25 日時点で資格喪失届がなされた世帯は 505 件で、全喪失勧奨対象者のうち 59%について届出がなされました。

図 4 は、資格喪失勧奨対象者の届出状況です。

図 4 平成 26 年 12 月分資格喪失勧奨対象者の届出状況



国民健康保険料の通知書発付時には、国民健康保険の届出についての案内を同封し、喪失の届出の方法について周知しています。さらに今後は、国保資格喪失勧奨通知の発送だけでなく、全資格喪失勧奨対象者あてに架電し、国民健康保険の資格喪失届の必要性について案内していきます。

## (2) 社会保険扶養勧奨通知

医療保険年金課では、国民健康保険事業の運営にあたり、被保険者の加入資格が適正であるか調査確認をするために、低所得世帯の高齢者（65歳以上）の被保険者で構成される世帯及び擬制世帯（以下「条件に該当した世帯」という）を対象に「国民健康保険資格適正化調査」を行っています。

対象者あてに調査書を送付し、その調査結果をもとに、社会保険の被扶養者に入れる可能性のある世帯に電話で社会保険の扶養加入についての勧奨をしています。

国民健康保険料は被保険者一人ひとりについて保険料がかかりますが、社会保険の被扶養者になると、被扶養者分の保険料はかからないため、保険料の負担がなくなるというメリットがあります。

調査実績と勧奨状況は表12のとおりです。

表12 国民健康保険資格適正化調査実績と勧奨状況

実施時期 対象世帯	平成24年11月 高齢者世帯	平成24年11月 擬制世帯	平成26年10月 高齢者世帯	平成26年10月 擬制世帯
調査件数	1,001件	1,074件	2,323件	474件
扶養勧奨対象件数	10件	135件	7件	18件
社保加入した件数	3件	20件	1件	2件
資格適正化の実績	30.0%	14.8%	14.2%	11.1%

平成26年度までは、条件に該当した世帯全てを調査の対象としていましたが、平成28年度からは、調査の対象を見直していく予定です。

高齢者の世帯は世帯状況が変わらないことが多いため、同じ対象者に調査を行っても毎回同じような内容の回答が返ってくるが多く、調査対象者を見直す必要性がでてきました。そこで今後は、以前被扶養者に入れないと回答したことのある高齢者の世帯を調査対象から外し、対象世帯を絞って調査を行うこととします。対象者を絞ることにより、より効率的かつきめ細やかな扶養勧奨をすることができると考えます。

## (3) 社会保険加入者の職権資格喪失

前述の資格喪失届出勧奨通知を送付したにも関わらず、資格喪失の届出をせず社会保険と国民健康保険の二重加入状態になっている被保険者も少なくありません。国民健康保険料未納の期間が長く続き、かつ勤務先が判明した場合などは、社会保険の加入状況を確認したうえで保険者（新宿区）側が対象者の国民健康保険の資格を喪失させること（職権喪失）もあります。調査対象者の約3分の1～4分の1ほどの被保険者が実際に職権喪失の対象となっています。

表13は、平成25年度と平成26年度の国民健康保険資格職権喪失の実績です。

表13 新宿区における国民健康保険資格職権喪失の実績

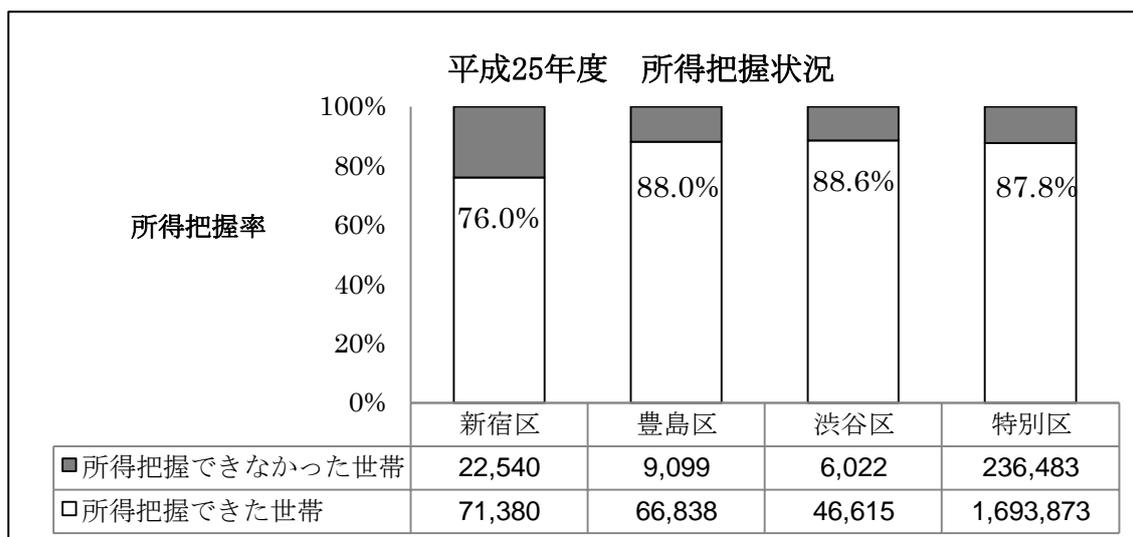
	平成25年度実施	平成26年度実施
職権喪失の件数	99件	162件
減額した調定額	23,267,951円	41,224,896円

## (4) 所得把握の状況

国民健康保険料の賦課に所得状況の把握は欠かせませんが、新宿区は特別区全体の所得把握状況と比べて、所得把握率が低いことが課題です。

所得の把握状況は図5のとおりです。

図 5 平成 25 年度所得把握状況の他区との比較



【平成 26 年度「東京都提供資料」より】

しかし、医療保険年金課では、所得把握の状況について改善の余地があると考え、所得把握のために、下記事柄に取り組んでいきます。

① 国民健康保険料に関する申告書

所得状況が不明の被保険者に対して毎年 2 回（4 月、11 月頃）国民健康保険料に関する申告書を送付しています。

申告の結果、前年に所得がなかったことが判明した場合は、均等割の軽減対象となるため、保険料を再算定しています。

しかし、前年の給与収入が 98 万円を超えた方、年金・給与以外の収入があった方は国民健康保険料に関する申告書による申告はできず、税務担当課へ所得の申告をしなければなりません。

保険料に関する申告書の発送状況は、表 14 のとおりです。

表 14 保険料に関する申告書の発送状況

年 度	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	4 月	11 月	4 月	11 月	4 月	11 月
発 送 件 数	8,773 件	2,648 件	8,034 件	2,645 件	7,534 件	2,832 件
発送件数合計	11,421 件		10,679 件		10,366 件	
返 信 件 数	1,414 件		1,322 件		1,199 件	
返 信 率	12.38%		12.38%		11.5%	

平成 26 年度は、保険料に関する申告書の返信率は前年度に比べやや低下しましたが、被保険者の所得の申告に関する理解を促すために平成 27 年度からは申告書にチラシを同封し、返信率の向上に向けて取り組んでいます。

また、所得把握をしていくために、今後も来庁者に対し諸事情に応じて適宜税務課の窓口等の案内をしていきます。

② 外国人留学生被保険者への情報提供

医療保険年金課では、平成 27 年度から新しく外国人留学生専用窓口を設け、より多くの外国人留学生に向けて円滑に案内ができるようになりました。3 か国語に対応できる体制を整え、外

国人留学生被保険者に所得の申告に関する案内を行っています。外国人留学生専用窓口の設置により、外国人留学生被保険者の資格の適正化及び所得申告の促進が期待できます。

また、平成 26 年度は、平成 25 年度の申告者数が 20 名以上在籍する新宿区在住の外国人留学生の通う 26 校の日本語学校へ訪問し、申告書や届出に関する理解を促しました。

平成 27 年度以降も引き続き区内の日本人学校に向け、国民健康保険制度や所得の申告について周知していきます。

(5) 居所不明被保険者の国保資格喪失

① 居所不明被保険者世帯の調査

新宿区に居住の実態がないにも関わらず、住民基本台帳法上の転居届又は転出届をせずに居所不明となってしまふ被保険者の方は少なくありません。既に居住の実態がないと思われる被保険者に対して、医療保険年金課では資格及び賦課の適正化に資するため、居住確認調査を慎重に行ったうえで、定期的にその調査結果を戸籍住民課、特別出張所へ情報提供しています。

居所不明被保険者世帯の調査状況は表 15 のとおりです。

表 15 新宿区居所不明被保険者世帯の調査状況

年 度	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	日本人	外国人	日本人	外国人	日本人	外国人
世帯の内訳						
世帯の内訳ごとの件数					521 件	305 件
全居所不明調査対象件数	973 件		1,342 件		826 件	

② 国保資格係における資格喪失処理

職権消除又は国外転出等の法務省通知により減となった世帯は、平成 25 年度は 652 件、平成 26 年度は 433 件でした。

医療保険年金課では、住民票が削除された世帯について、居住の実態調査により居所不明と確認された日まで職権により遡って、国保の資格を喪失させています。平成 25 年度は、634 件、平成 26 年度は 410 件の世帯について、職権により遡って資格喪失処理を行いました。

平成 25 年度の特別区資格喪失処理件数全 2,242 件のうち、新宿区の資格喪失処理件数は特別区全体の 28.28% を占めており、居所不明世帯の資格喪失処理件数としては 23 区中第 1 位です。

図 6 平成 25 年度 居所不明被保険者の事務処理件数上位 5 区

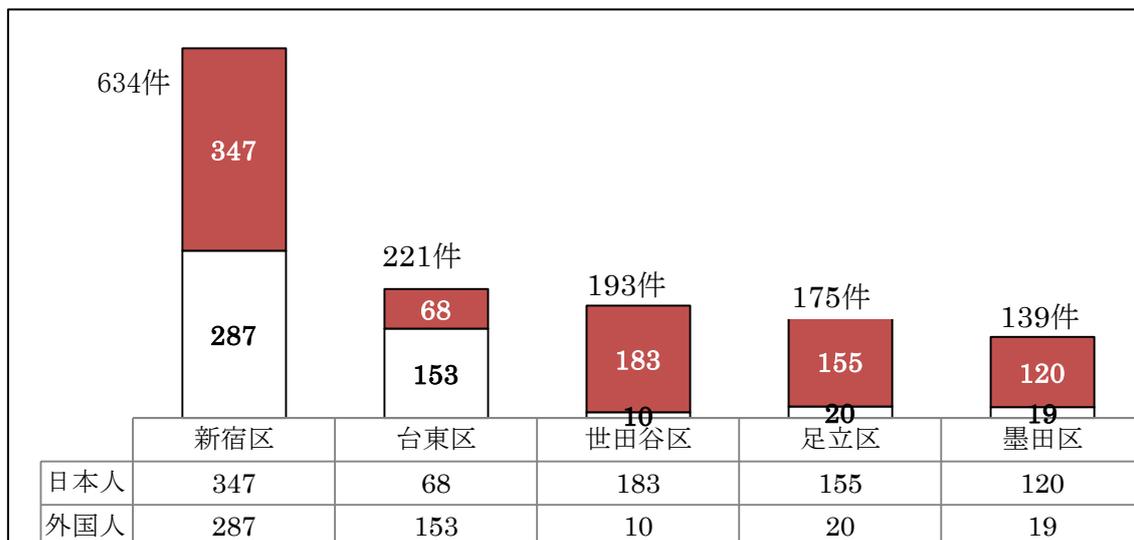
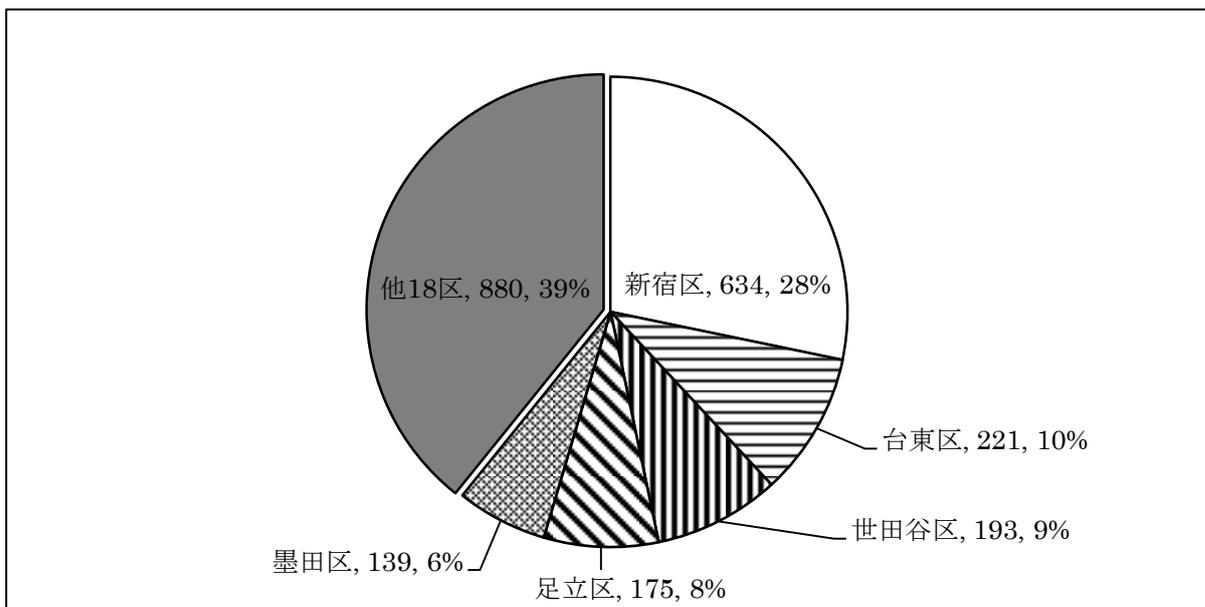


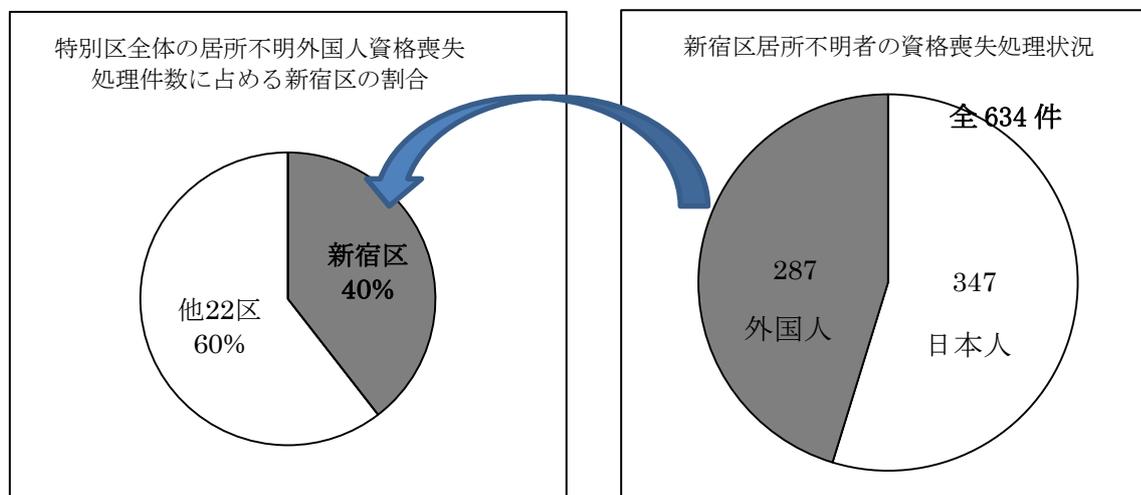
図7 平成25年度 特別区全体で上位5区が占める居所不明者の資格喪失処理の件数と割合



【図6、7 平成26年度「東京都提供資料」より】

なお、新宿区で平成25年度に居所不明により国保資格喪失した全634件のうち287件が外国人です。居所不明により国保資格喪失した外国人について新宿区は、特別区全体の約40%という大きな割合を占めています。

図8 平成25年度特別区全体に占める居所不明外国人の国保資格喪失処理状況等



【平成26年度「東京都提供資料」より】

外国人被保険者の国保資格の適正化は、外国人被保険者を多く抱えている新宿区の課題といえます。医療保険年金課では、居所不明世帯の職権による資格喪失処理だけでなく、外国人留学生窓口を中心に外国人国保資格取得者に対し外国語のパンフレットを用いて転出届等の各種手続きの案内を行っていきます。

(6) 不現住調査

新宿区は人の移動が激しく、住民票を移さず引っ越す方が多くみられます。こういった方を対象に、実際に住民票登録の住所に住んでいるかを確認する現地調査（不現住調査）を実施しています。平成26年度は、約2,400件の実態調査を行いました。

実際に区内に居住している人にもみ保険料を賦課することにより、収納率の向上に努めています。

## 2 収納率の向上対策

(1) 口座振替について

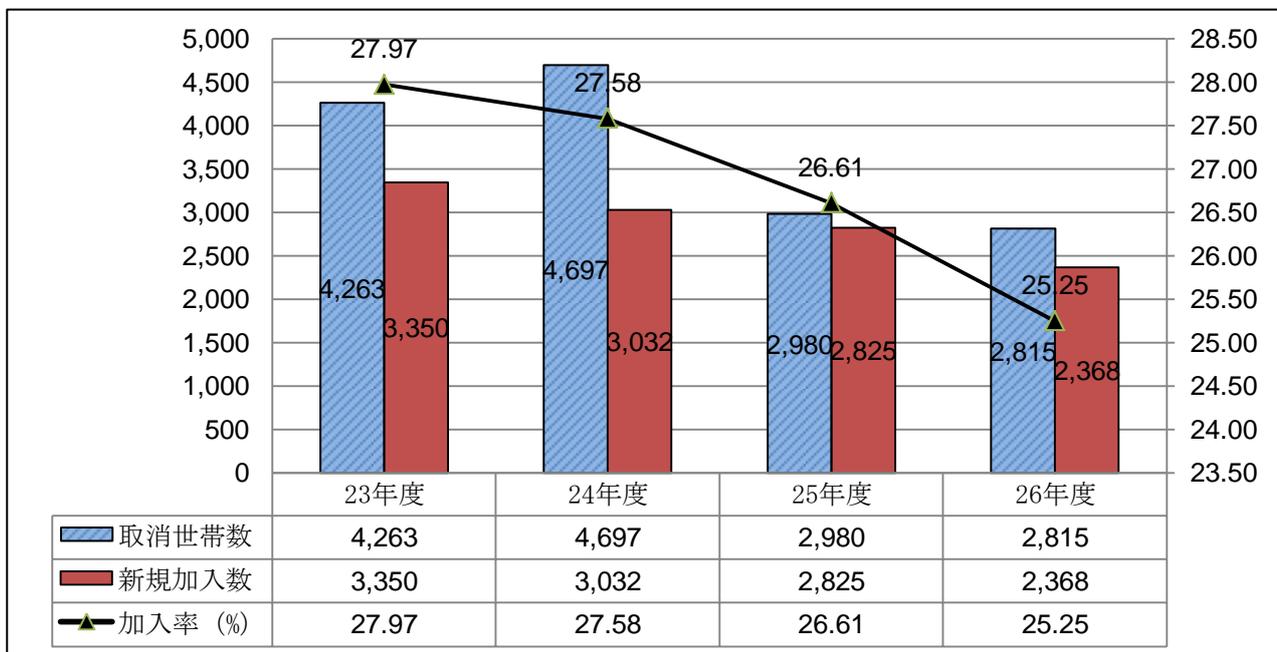
口座振替は納め忘れがなく、安定的な支払い方法であり、収納金額で一番高い割合を占めています。しかし、新宿区では口座の加入率は年々低下しているのが現状です。特別区で口座加入率は22位となっています。

図9からも分かるように、新規加入件数より、取消件数が上回っています。取消の理由は国民健康保険の資格喪失や長期預金不足、加入者の都合等ありますが、この取消件数と新規加入件数を逆転させる必要があります。

また、新宿区の特徴である転出入の移動が多い、外国人留学生が多いこと等から口座加入率に変動が起きます。

このような特性を踏まえて、口座加入率を上げる対策が必要になります。

図9 新宿区における口座振替世帯の状況

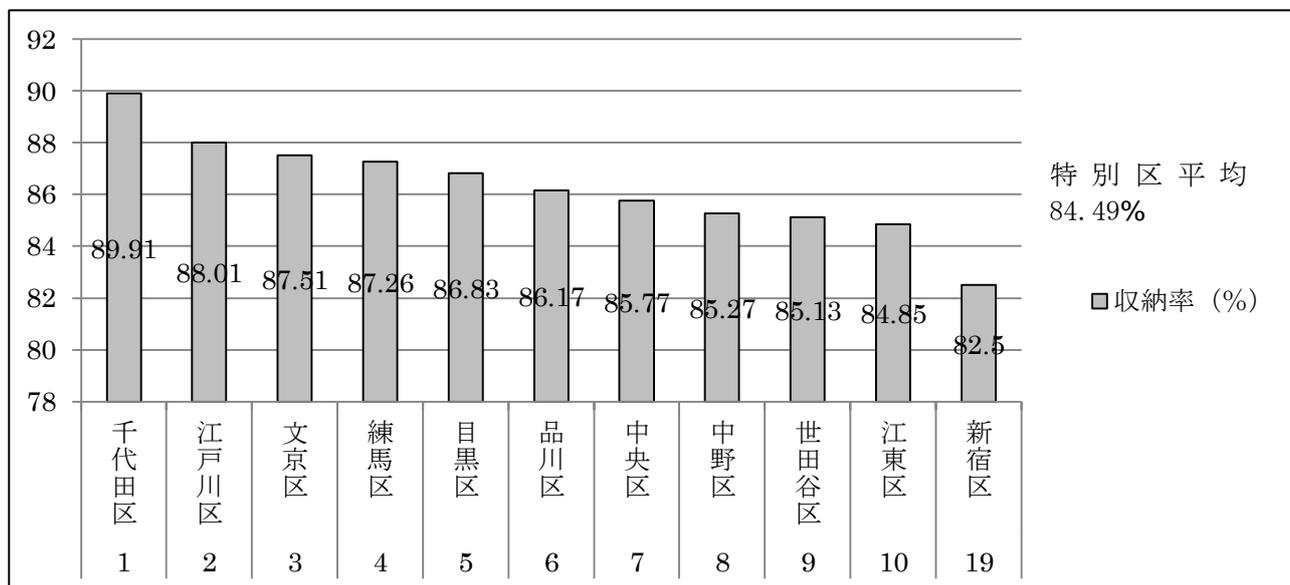


【新宿区決算資料より】

図 10、11 は、特別区の収納率上位 10 区と口座加入率上位 10 区です。

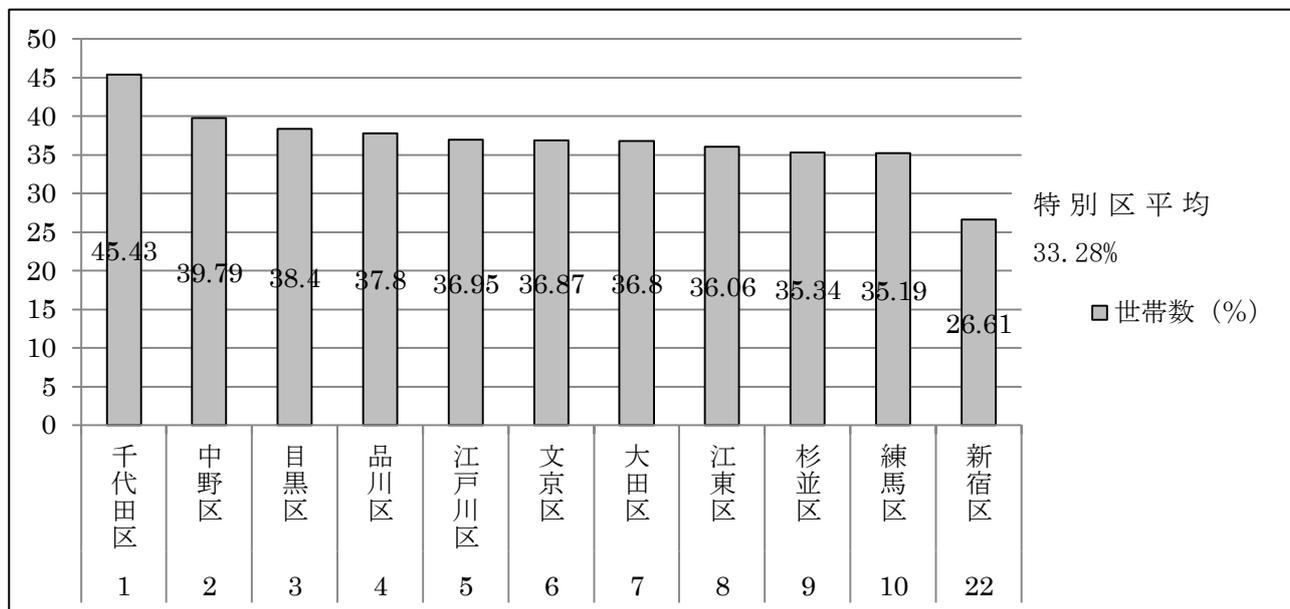
このグラフから、口座加入率上位 10 区中 8 区（千代田区、中野区、目黒区、品川区、江戸川区、文京区、江東区、練馬区）が収納率でも上位 10 区の中に含まれていることがわかります。

図 10 平成 25 年度 特別区の収納率上位 10 区と新宿区



【平成 26 年度「東京都提供資料」より】

図 11 平成 25 年度 特別区における口座加入率上位 10 区と新宿区



【平成 26 年度「東京都提供資料」より】

① 口座キャンペーン

現在、新宿区では口座振替継続キャンペーンを実施しています。口座振替世帯に対して、500 円のプリペイドカードを贈呈しています。これは口座振替を継続している世帯を対象とした、口座加入率維持の取組みです。

② 電話催告

現在、口座振替が連続2回不能の世帯を対象に電話催告を行っています。4回連続で口座振替が不能の場合は口座振替が取消になります。表16は年度別の催告件数と催告対象者の収納率です。

表16 口座振替世帯電話催告件数

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
催 告 世 帯 数	687世帯	633世帯	550世帯
催 告 金 額	37,780,684円	38,425,629円	33,079,862円
収 納 世 帯 数	301世帯	306世帯	263世帯
収 納 金 額	16,020,404円	17,826,759円	15,246,449円
収納率（世帯）	43.8%	48.3%	47.8%
収納率（金額）	42.4%	46.4%	46.1%

(2) モバイルレジ

新宿区では平成23年度から新しい収納方法として、モバイルレジを導入しました。これは携帯電話のアプリを使用し、インターネット環境で支払いができる方法です。

表17は年度別の収納件数と収納金額です。

表17 年度別モバイルレジ利用実績

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件 数	59件	89件	218件	306件
金 額	805,043円	1,992,163円	4,671,277円	6,841,981円
対前年度増減率 (件 数)	—	50.8%	144.9%	40.4%
対前年度増減率 (金 額)	—	147.5%	134.5%	46.5%

開始年度から平成26年度までの4年間で、利用件数は約418%、収納金額は約749%上昇しました。さらに、表9からも分かるように一件当たりの収納金額はその区役所・特別出張所窓口収納分よりも大きい値です。

今後、この伸び率が大きいモバイルレジをさらに促進することが収納率向上のカギになります。

(3) 催告書の発送

保険料の滞納がある世帯に対し、年に3回催告書を送付し納付を促しています。過去3年度分の催告書発送件数および催告書による納付額は表18のとおりです。

表18 催告書発送件数および催告書による納付額

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
発 送 件 数	86,324件	83,235件	85,758件
納付額合計(※)	263,860,246円	306,528,657円	311,251,048円

※納付額合計＝現年度分と滞納繰越分の合計納付額

(平成27年6月29日現在)

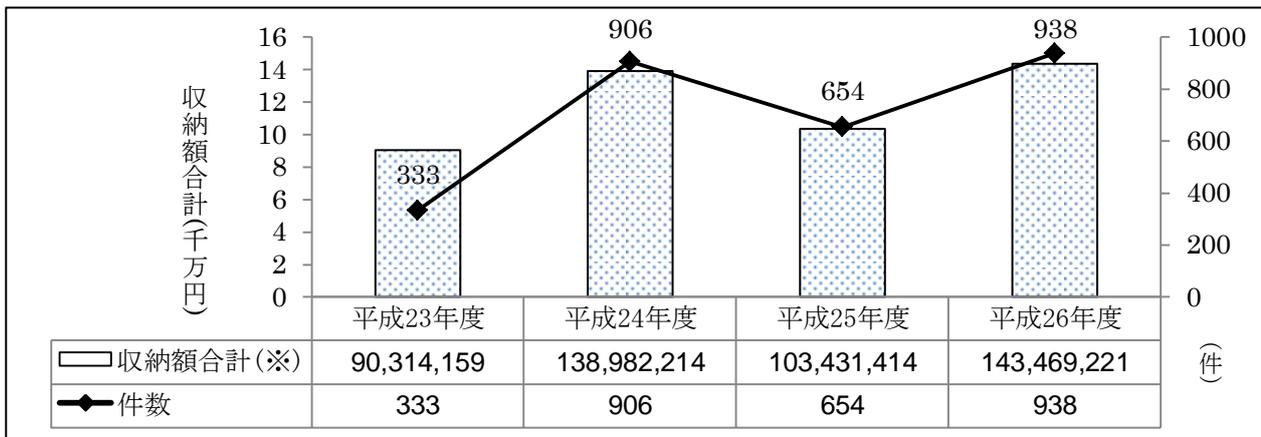
(4) 国保料電話催告センターによる架電

平成 23 年から納付勧奨の架電・受電のみを専門に行う国保料電話催告センターを運用委託し、毎月約 7,000 件の架電を行っています。比較的滞納額が少ない世帯を対象に納付勧奨を行うことにより、滞納世帯の増加を早期に食い止める役割を果たしています。

(5) 滞納処分の実施

督促状や催告書による再三の催告にもかかわらず納付がない滞納者に対しては、差押等の滞納処分を実施しています。過去 3 年度分差押の件数および差押による年度内収納額は図 12 のとおりです。

図 12 新宿区における国民健康保険料差押件数および年度内収納額合計(※)



※収納額合計…取立額と差押による自主納付（分割納付含む）の合計収納額

滞納処分は様々な催告に対しても反応がない滞納者に対する最終的な法的徴収手段であり、保険料徴収において重要な方法と言えます。

しかし、強制徴収手段であるからこそ慎重に調査を行ったうえでの執行が必要とされます。

(6) 短期証、被保険者資格証明書の交付

保険料の滞納がある世帯に対しては、有効期限が保険証更新から 1 年間（通常証は 2 年間）の被保険者証（以下、短期証といいます。）を交付しています。

また、滞納が長期にわたって続く世帯に対しては、医療機関受診時に被保険者が医療費の 10 割を負担する被保険者資格証明書（以下、資格証といいます。）を交付することもあります。

短期証や資格証を交付することにより滞納者との接触の機会を増やし、納付の機会や減額制度の案内につなげています。

短期証・資格証の交付件数は表 19 のとおりです。

表 19 新宿区における短期証・資格証の交付件数 (単位：世帯)

	平成 25 年 3 月末現在	平成 26 年 3 月末現在	平成 27 年 3 月末現在
短期証	3,477	7,093	2,914
資格証	2,066	2,565	2,154
合計	5,543	9,658	5,068

### (7) 課内連携による取組み

医療保険年金課年金係では、国民年金保険料滞納者から窓口や電話で相談があった際、国民健康保険料の納付状況についても聞き取りを行い、適宜納付を案内しています。

国民健康保険料、国民年金保険料の未納状況がつづいている方に、まず手続きのご案内をすることが、国民健康保険、国民年金制度の理解につながっています。

また、制度を理解していただいたうえで、区民の方の生活に基づいたご意見を頂戴し、反映していくことが、よりよい制度運営のための重要なプロセスであると職員一人ひとりが実感し、課全体で協議しています。

課内連携の強化により、滞納者の相談の機会を確保し、相乗して収納率向上と、区民の方の実情を映した制度運営に取り組んでいます。

## 3 医療費の適正化

### (1) レセプト内容点検・資格点検の強化

医療保険年金課では、非常勤職員である国民健康保険調査員がレセプトの内容点検を行っています。内容点検には「突合点検」と「縦覧点検」があります。

「突合点検」では、医科レセプトと調剤レセプトの組み合わせを見比べて、医薬品の適応や投与量等の点検を行います。

それに対し「縦覧点検」では、同一医療機関の同一患者の過去6か月分のレセプトを見比べて、単月のレセプトでは確認できない重複請求や算定回数に制限のあるものなどの点検を行います。

レセプト点検を行った結果、レセプト内容に疑義がある場合は、審査機関である東京都国民健康保険団体連合会に申し立てをします。申し立てが認められた場合は、診療報酬点数（1点10円）が減額されます。レセプトの内容点検の結果による削減額は、表20のとおりとなっています。

表20 新宿区におけるレセプト内容点検の結果による削減額

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
削 減 額	52,301,000円	63,567,000円	51,282,000円	46,217,000円
レセプト請求に係る保険者負担額に対する割合（※効果率）	0.29%	0.34%	0.26%	0.22%
特別区の平均効果率	0.31%	0.35%	0.35%	—

【平成26年度「東京都提供資料」より】

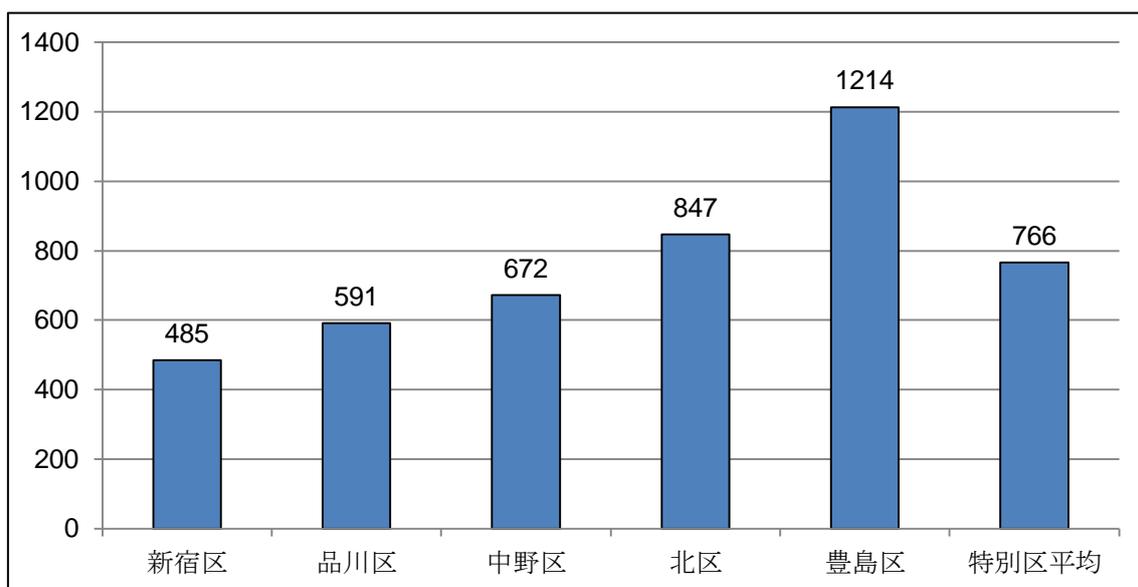
※効果率とは、レセプト資格点検・内容点検による削減額をレセプト請求に係る保険者負担額で除いたものです。効果率が高ければ高いほど、医療費の適正化に大きくつながることになります。

新宿区における財政効果率は平成25年度で0.26%と、特別区平均を下回っています。レセプト点検方法について、大きな見直しが必要といえます。本来は申し立てをすれば減額される可能性のあるレセプトを、点検が十分に行き届いていないために見過ごしているケースも考えられます。

しかしながら、医療機関から請求されるレセプトは1か月10万枚以上にのぼるため、すべてを点検することは不可能であり、一層の効率化を進める必要があります。

図 13 平成 25 年度 レセプト内容点検における被保険者一人当たり財政効果額の比較

【単位：円】



【平成 26 年度「東京都提供資料」より】

※被保険者一人当たり財政効果額とは、レセプト資格点検・内容点検による削減額を平均被保険者数で除したものです。

図 13 では、一人当たり財政効果額という点から、23 区内で国保被保険者数が新宿区と比較的近い 4 つの区と、特別区平均を抽出し、比較しています。この表からも、新宿区がレセプト内容点検において、他区に後れを取っていることがわかります。

## (2) ジェネリック医薬品の普及啓発・利用促進

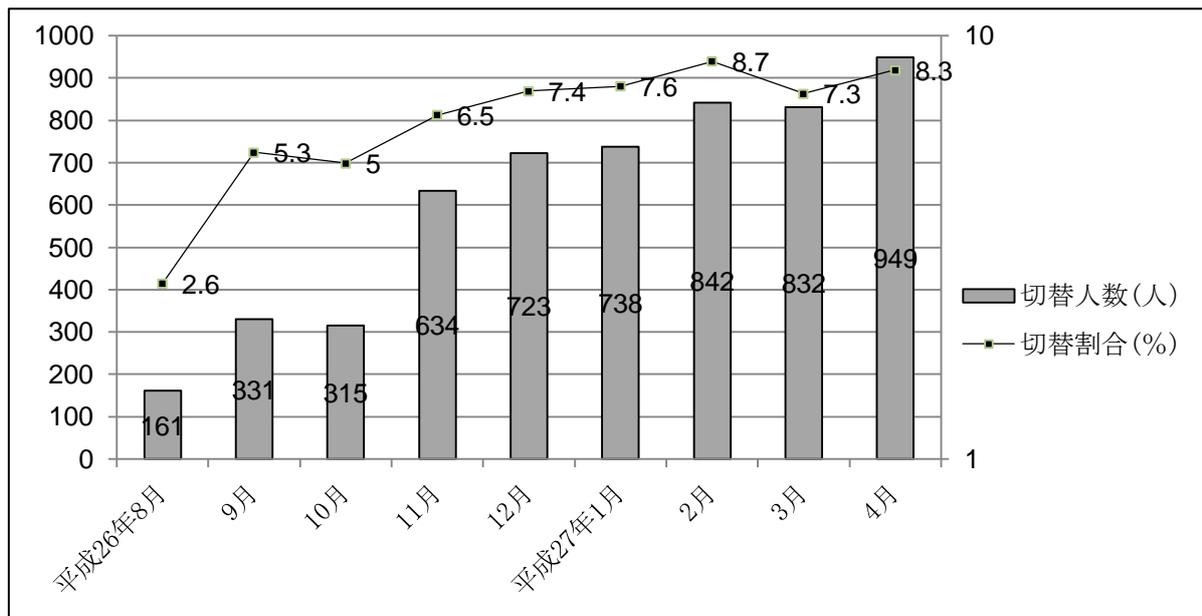
ジェネリック医薬品の利用を促進することで、被保険者の自己負担額を軽減するとともに、保険給付費を削減することが可能となります。

医療保険年金課はこれまでも、ジェネリック医薬品の普及啓発のため、医療保険年金課及び特別出張所の窓口において「ジェネリック医薬品希望カード」や、国民健康保険被保険者証に貼付できる「ジェネリック医薬品希望シール」の配布を行ってきました。

平成 26 年度からは、被保険者に対して年 3 回、「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付しています。これは、現在使用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額をどれだけ軽減することができるかを通知するものです。平成 26 年度は、延べ人数で 19,148 人に対し、差額通知書を発送しました。

平成 27 年度は新たに、区立中央図書館が発行する貸出レシートに、ジェネリック医薬品の使用を促す文言の掲載を予定しています。

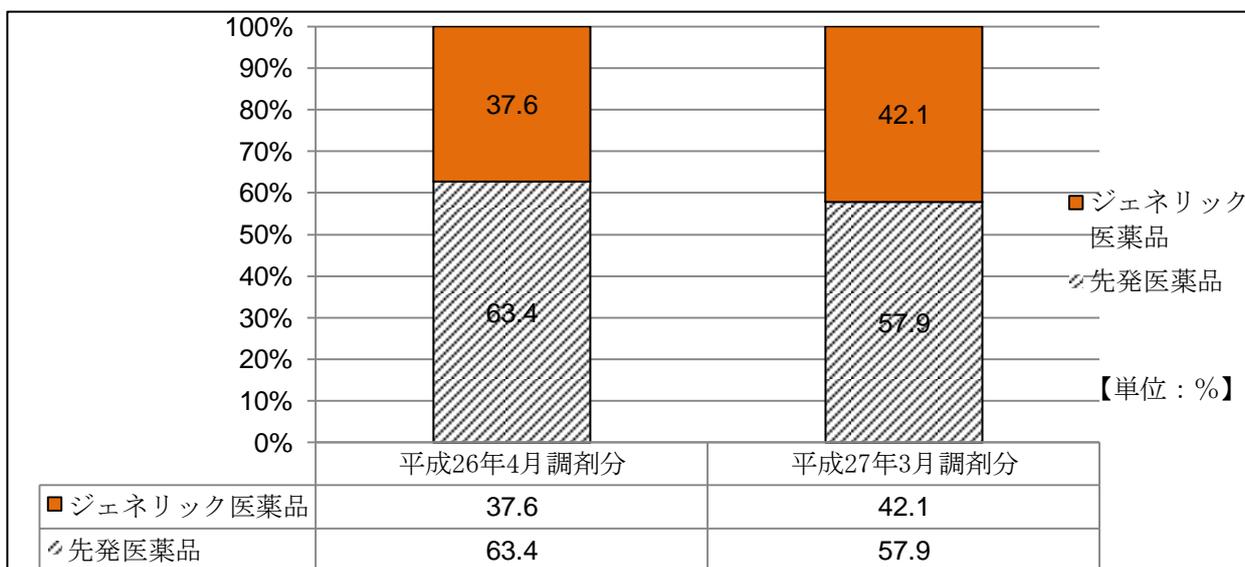
図 14 新宿区におけるジェネリック医薬品 審査年月別 切替人数・割合



【東京都国民健康保険団体連合会提供データより作成】

図 14 では、ジェネリック差額通知を発送した対象者のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた人数と、全体に占める切替がされた割合を示しています。平成 26 年 7 月に差額通知を開始して以来、切替人数・割合ともに増加しています。

図 15 新宿区におけるジェネリック医薬品 数量ベース利用率（一般・退職被保険者合計）



【東京都国民健康保険団体連合会提供データより作成】

※ジェネリック医薬品利用率は、代替不可先発医薬品を先発医薬品に含めて算出していない。

図 15 は、新宿区のジェネリック医薬品利用率の平成 26 年 4 月、平成 27 年 3 月調剤分のそれぞれのジェネリック医薬品の利用率を示しています。

【参考】厚生労働省が発表している保険調剤薬局の所在する都道府県ごとのジェネリック医薬品利用率の集計（全年齢）では、東京都の平成 27 年 2 月調剤分のジェネリック医薬品利用率は 54.8%となっています。なお、全国では 58.2%となっています。

## 第4章 今後の取組みと目標設定

各事業について目標値を設定し、今後もこれまで同様、国民健康保険財政の健全化に向け、積極的に取り組んでいきます。

### 1 国民健康保険資格喪失届出勧奨

資格喪失届出勧奨者へは勧奨通知の送付とあわせて、連絡先のわかる世帯について全件電話で資格喪失届出の勧奨をしていき、資格の適正化に取り組んでいきます。

平成 26 年度実績	平成 27 年度目標値	平成 28 年度目標値	平成 29 年度目標値
33%	35%	38%	40%

### 2 口座振替利用率

収納率向上のためには口座振替の利用率向上も欠かせません。今後、加入世帯維持の取組として、口座振替継続キャンペーン、電話催告を重点的に行っていきます。

平成 26 年度実績	平成 27 年度目標値	平成 28 年度目標値	平成 29 年度目標値
25.25%	26%	27.5%	29%

### 3 現年分収納率

平成 27 年度から保険料の滞納額が高額になっている世帯の対策として、課内に高額担当班を設置しました。収納率向上のため、高額滞納者に対する対応をより重点的に進めていきます。

平成 26 年度の現年分収納率の特別区平均（速報値）は 85.0%です。平成 27 年度目標値から毎年度 0.5%ずつ収納率を上げ、東京都が都内区市町村と共に国民健康保険を行う平成 30 年度には 85.0%を目指します。

平成 26 年度実績	平成 27 年度目標値	平成 28 年度目標値	平成 29 年度目標値
83.21%	83.5%	84.0%	84.5%

### 4 レセプト点検効果率

被保険者マスタ等の情報を利用し、返戻の余地があるレセプトを正確に抽出します。

また、国民健康保険連合会の提供データを活用し、効率的なレセプト点検の仕組みを構築します。

さらに、これまで以上にレセプト点検に多くの時間を要することが予期されるため、係全体としてレセプト点検事務に注力できる体制を整えます。

平成 26 年度のレセプト内容点検効果率の特別区平均（速報値）は 0.35%です。平成 29 年度までに特別区平均を目指します。

平成 26 年度実績	平成 27 年度目標値	平成 28 年度目標値	平成 29 年度目標値
0.22%	0.26%	0.30%	0.35%

### 5 ジェネリック医薬品利用率

ジェネリック差額通知事業を継続して実施します。現在は慢性疾患での通院が通知対象となっていますが、対象を拡大することを検討します。

平成 26 年度実績	平成 27 年度目標値	平成 28 年度目標値	平成 29 年度目標値
42.1%	45%	50%	55%

用語集

用語名	説明
医療分	加入者の各種給付とそれに必要な事務を行うための財源です。基礎分と呼ばれることもあります。
支援金分	後期高齢者医療制度の保険給付等を行うための財源です。
介護分	介護保険事業を行うための財源です。介護保険第2号被保険者の保険料を国民健康保険で一括徴収しています。
所得割額	加入者の前年中の旧ただし書き所得に一定の料率である所得割率（保険料率）を乗じることにより算出される保険料のことです。
均等割額	加入者全員に一律にかかる保険料のことです。
旧ただし書き所得	前年の総所得金額（給与所得、年間所得等）及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除33万円を控除した額です。（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。）
賦課限度額	世帯ごとに定められる年間保険料の上限額のことです。
賦課総額	保険料として賦課する額の総額のことです。医療分、支援金分、介護分についてそれぞれ算定しています。
賦課割合	応能割と応益割の割合のことです。
前期高齢者交付金	65歳から74歳の加入者の割合が全国よりも低い保険者が拠出した財源を、加入者の割合が高い保険者に対して交付する制度です。
応能割	被保険者の方の収入・財産等、資力に応じてご負担していただく保険料の割合のことです。特別区では、所得割が当たります。
応益割	全ての加入者に一律に負担していただく保険料の割合のことです。特別区では、均等割が当たります。
高額療養費等の賦課総額算入に向けたロードマップ	特別区における一般会計繰入金の圧縮、及び今後想定される国保運営主体の都道府県化に向けて、賦課総額の算定方法を国民健康保険施行令で定められている国基準に近づけるため、平成26年度から平成29年度までの4年間で高額療養費等の賦課額を段階的に毎年度1/4ずつ算入していくというものです。